

地域再生法の一部を改正する法律案要綱

第一 基本理念

地域再生の推進は、少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から行う旨を追加するものとする。 (第二条関係)

第二 関連する施策との連携

国及び地方公共団体が地域再生に関する施策の推進に当たって連携に配慮するように努めなければならない。また、地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する施策並びに地域における医療及び介護の総合的な確保に関する施策を追加するものとする。 (第三条の二関係)

第三 多様な主体との連携及び協働

国は、地域再生に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係行政機関の連携の強化を図るとともに、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構等の関係者と相互に連携し、及び協働するよう努めなければならないものとする。 (第三条の三関係)

第四 地域再生基本方針の策定

地域再生基本方針は、まち・ひと・しごと創生総合戦略、国土形成計画その他法律の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならぬものとする。 (第四条第三項関係)

第五 新たな措置の提案

一 地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体は、内閣総理大臣に対して、地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置に関する提案をすることが出来るものとする。

二 内閣総理大臣は、一の提案がされた場合において、地域再生本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、地域再生本部が作成した地域再生基本方針の変更の案について閣議の決定を求め、当該閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の地域再生基本方針を公表しなければならないものとする。 (第四条の三関係)

第六 地域再生計画の記載事項の追加等

一 地域再生計画に記載することが出来る事項について、次に掲げるものを追加するものとする。

1 地域における農林水産業の振興に資するものとして政令で定める施設 (第九において「地域農林水産業振興施設」という。)を整備する事業に関する事項

2 構造改革特別区域法第二条第二項に規定する特定事業（同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画が作成されているものに限る。）であつて、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

3 中心市街地の活性化に関する法律第九条第二項第二号から第六号までに規定する事業及び措置（同条第一項に規定する基本計画が作成されているものに限る。）であつて、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

4 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業（同条第一項に規定する基本計画が作成されているものに限る。）であつて、地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものに関する事項

二 地方公共団体は、地域再生計画の認定の申請に当たっては、内閣総理大臣に対し、その認定を受けて実施しようとする地域再生を図るために行う事業等に係る補助金の交付その他の支援措置の内容並びに当該事業等に関する規制を定めた規定の解釈並びに当該支援措置及び当該規定が適用されるか否かについて、その確認を求めることができるものとすること。

（第五条関係）

第七 都市再生整備計画等の提出

一 地方公共団体は、地域再生計画の認定の申請をしようとするときは、併せて次に掲げる計画を提出することができるものとすること。

1 都市再生特別措置法第四十六条第一項の規定により作成した都市再生整備計画

2 都市再生特別措置法第八十一条第一項の規定により作成した立地適正化計画（誘導施設の整備に関する事業等に関する事項が記載されているものに限る。）

3 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第一項の規定により作成した地域住宅計画

4 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第五条第一項の規定により作成した活性化計画

5 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第五条第一項の規定により作成した広域的地域活性化基盤整備計画

6 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第五条第一項の規定により作成した地域公共交通網形

成計画

7 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第四条第一項の規定により作成した観光圏整備計画

二 内閣総理大臣は、一に掲げる計画の提出があつたときは、当該計画の実施が地域再生計画の実施による地域再生の実現に与える影響を考慮して、地域再生計画の認定を行うものとする。

三 一に掲げる計画の提出を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、当該計画の主務大臣にその写しを送付するものとし、当該大臣が当該計画の写しの送付を受けたときは、それぞれ当該計画について当該大臣への提出又は送付があつたものとみなすものとする。

(第六条の二関係)

第八 認定地域再生計画に関する調整等

一 認定地方公共団体は、認定地域再生計画を実施する上で必要があると認める場合においては、内閣総理大臣に対し、関係行政機関の事務の調整を行うことを要請することができるものとする。

二 内閣総理大臣は、一の要請があつた場合において、必要があると認めるときは、必要な調整を行うものとする。

三 内閣総理大臣は、認定地域再生計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めるところができるものとする事。

(第十条の二関係)

第九 地域農林水産業振興施設整備計画の作成等

第六の一の1の事業が記載された地域再生計画の認定を受けた市町村は、協議会での協議を経て、地域農林水産業振興施設の整備に関する計画を作成することができることとし、当該計画について都道府県知事の同意を得たときは、当該施設の用に供する農地の転用の許可等の特例措置を講ずることとする事。

(第十七条の二から第十七条の四まで関係)

第十 構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例

- 一 第六の一の2の事業が記載された地域再生計画が認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る構造改革特別区域計画の認定があつたものとみなすものとする事。
- 二 第六の一の3の事業及び措置が記載された地域再生計画が認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業及び措置に係る第六の一の3の基本計画の認定があつたものとみなすものとする事。

三 第六の一の4の事業が記載された地域再生計画が認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る第六の一の4の基本計画の同意があつたものとみなすものとする。

(第十七条の五から第十七条の七まで関係)

第十一 地域再生推進法人の指定の対象要件の追加

地域再生推進法人の指定の対象要件に、地域再生の推進を図る事業を行うことを目的とする会社であつて政令で定める要件に該当するもの等を追加するものとする。

(第十九条第一項関係)

第十二 職員の派遣の要請又はあつせん

一 地方公共団体の長は、地域再生計画の作成等又は地域再生を図るために行う事業の実施の実施等のため必要があるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府の職員の派遣を要請し、又は関係行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができるものとする。

二 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、一の要請又はあつせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣するよう努めるものとする。

(第三十四条及び第三十五条関係)

第十三 情報の公表

内閣総理大臣は、政府の地域再生に関する施策に関する情報を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする事。

(第三十六条関係)

第十四 その他

その他所要の改正を行うものとする事。

第十五 附則

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする事。

(附則第一項関係)

二 政府は、少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から、魅力ある就業の機会の創出並びに地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の総合的かつ効果的な整備のための具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後一年以内に、必要な措置を講ずるものとする事。

(附則第二項関係)